

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案  
参照条文

○ 首都圏整備法（昭和三十年法律第八十三号）（抄）

（首都圏整備計画の内容）

第二十一条 首都圏整備計画は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 首都圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他首都圏の整備に関して基本となるべき事項

二 既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する事項で次に掲げるものうち、それぞれその根幹となるべきもの（首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められる首都圏の地域外にわたるものを含む。）

イ 宅地の整備に関する事項

ロ 道路の整備に関する事項

ハ 鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設の整備に関する事項

ニ 電気通信等の通信施設の整備に関する事項

ホ 公園、緑地等の空地の整備に関する事項

ヘ 水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設の整備に関する事項

ト 河川、水路及び海岸の整備に関する事項

チ 住宅等の建築物の整備に関する事項

リ 学校等の教育文化施設の整備に関する事項

ヌ その他首都圏の整備に関する事項で政令で定めるもの

三 既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に関連して交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合における前号ロからニまでに掲げる事項又は同号へ及びトに掲げる事項のうち、それぞれその根幹となるべき

もの（首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められる首都圏の地域外にわたるものを含む。）  
2・3（略）

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）  
（定義）

第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより  
設立される法人をいう。

2・8（略）

○ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）（抄）

（近畿圏整備計画の内容）

第八条 近畿圏整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 近畿圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他近畿圏の整備に関して基本となるべき事項

二 近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項

三 産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境施設、教育施設、観光施設その他の施設で、広域性を有し、かつ、根  
幹となるべきものとして政令で定めるものの整備に関する事項

2・3（略）

○ 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）（抄）

(中部圏開発整備計画の内容)

第九条 中部圏開発整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中部圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他中部圏の開発及び整備に関して基本となるべき事項
- 二 都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項
- 三 次に掲げる事項で根幹となるべきものとして政令で定めるもの

イ〜チ (略)

- 2 リ その他中部圏の開発及び整備に関する事項  
(略)

○ 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) (抄)

(特別土地保有税の非課税)

第五百八十六条 (略)

- 2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。

一〜二十一 (略)

二十二 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 (昭和三十三年法律第九十八号) 第二条第五項又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 (昭和三十九年法律第四百十五号) 第二条第四項に規定する工業団地造成事業の施行者が当該事業の用に供する土地で政令で定めるもの

二十二ノ二〜三十 (略)

3・4 (略)

○ 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

一 次に掲げる事業の種類のうち、一に該当する一の事業であること。

イ〜リ（略）

又 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第五項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業

ル〜ワ（略）

二（略）

3〜5（略）

○ 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）（抄）

（都道府県が行う国土調査の指定）

第五条 都道府県は、国土調査として基本調査を行おうとする場合においては、第三条第一項及び第二項の基礎計画及び作業規程の準則に基づいて、その実施に関する計画及び作業規程を作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならぬ。

2 都道府県は、基本調査の成果に基づいて、国土調査として第二条第一項第三号の調査（地籍調査で第六条の三第二項の

規定により定められた事業計画に基づくものを除く。以下第六条第一項において同じ。）を行おうとする場合においては、その実施に関する計画を作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならぬ。

3 都道府県は、第三条第二項の作業規程の準則に基づいて、前項の規定による届出をした計画に係る調査の作業規程を作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならぬ。

4 国土交通大臣は、前三項の規定による届出があつた場合においては、その届出に係る計画及び作業規程を審査し、その結果に基づいて当該調査を国土調査として指定し、又は当該届出に係る計画若しくは作業規程の変更を勧告し、若しくは必要な助言をした場合において当該都道府県がこれに同意したときはその計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定により国土調査の指定をした場合においては、遅滞なく、政令で定めるところにより、公示しなければならない。

#### (国土調査の実施の勧告)

第八条 都道府県が土地改良事業その他の政令で定める事業を行う場合又はこれらの事業が道若しくは二以上の都府県の区域にわたつて行われる場合においては、当該事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）は、当該事業を行う者に対し、国土調査を併せ行うことを勧告することができる。

2 5 (略)

#### (国土審議会の調査審議等)

第十二条 国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、国土調査に関する重要事項について調査審議する。

2 国土審議会は、必要に応じて、国土調査に関し、国土交通大臣に勧告し、及び国土交通大臣を通じて関係各行政機関の長に意見を申し出ることができる。

○ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律で「工業団地造成事業」とは、近郊整備地帯内又は都市開発区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）及びこの法律で定めるところに従って行われる、製造工場等の敷地の造成及びその敷地と併せて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他の施設の敷地の造成又はそれらの施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業（造成された敷地又は整備された施設の処分及び管理に関するものを除く。）をいう。

6 この法律で「造成敷地等」とは、工業団地造成事業により造成された敷地及び整備された施設をいう。

7 この法律で「造成工場敷地」とは、工業団地造成事業により造成された製造工場等の敷地をいう。

8 この法律で「公共施設」とは、道路、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（他の法令に基づく計画との関係）

第三十八条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

○ 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三百三十四号）（抄）

（処分計画の基準）

第二十三条 処分計画においては、造成宅地等は、政令で特別の定めをするものを除き、少なくとも次の各号に掲げる要件を備えた者を公募し、それらの者のうちから公正な方法で選考して譲受人を決定するように定めなければならない。この場合において、当該新住宅市街地開発事業の施行に伴い自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供する土地又は建物を失つた者その他の者で政令で定めるものに対しては、政令で定めるところにより、他の者に優先して必要な宅地を譲り受ける機会を与えるように定めなければならない。

一・二 （略）

○ 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）（抄）

（国土交通大臣の指示等）

第十三条 国土交通大臣は、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、国の立場から特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、期限を定めて、規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少を指示することができる。この場合においては、都道府県知事は、正当な理由がない限り、その指示に従わなければならない。

2 国土交通大臣は、都道府県知事が所定の期限までに正当な理由がなく前項の規定により指示された措置を講じないときは、正当な理由がないことについて国土審議会の確認を受けて、自ら当該措置を講ずることができるものとする。

○ 土地基本法（平成元年法律第八十四号）（抄）

(年次報告等)

第十条 (略)

2 (略)

3 政府は、前項の講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成するには、国土審議会の意見を聴かなければならない。

(国土審議会の調査審議等)

第十九条 国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、土地に関する総合的かつ基本的な施策に関する事項及び国土の利用に関する基本的な事項を調査審議する。

2 国土審議会は、前項に規定する事項に関し、国土交通大臣に対し、及び国土交通大臣を通じて関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

3 関係行政機関の長は、土地に関する総合的かつ基本的な施策に関する事項でその所掌に係るもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて国土審議会の意見を聴くことができる。

○ 地価公示法 (昭和四十四年法律第四十九号) (抄)

(国土審議会の調査審議等)

第二十六条の二 国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、不動産の鑑定評価に関する重要事項を調査審議する。

2 国土審議会は、前項に規定する重要事項について、国土交通大臣に意見を述べることができる。



○国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第四百十三号）（抄）

（国土調査事業十箇年計画）

第三条 内閣総理大臣は、土地政策審議会の意見を聴いて、国土の総合的な開発及びその利用の高度化に資するため緊急に国土調査事業を実施する必要があると認める地域について、平成十二年度以降の十箇年間に実施すべき国土調査事業に関する計画（以下「国土調査事業十箇年計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

255 （略）

6 前五項の規定は、国土調査事業十箇年計画を変更しようとする場合について準用する。この場合において、第一項、第四項及び前項中「内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第一項中「土地政策審議会」とあるのは「国土審議会」と読み替えるものとする。

○北海道開発法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（国土審議会の調査審議等）

第四条 国土審議会は、開発計画に関する重要事項について、調査審議し、その結果に基づいて国土交通大臣に建議することができらる。

2 国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、開発計画に関する重要事項について調査審議する。

○水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）（抄）

（水資源開発水系の指定）

第三条 国土交通大臣は、第一条に規定する地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該地域に対する用水の供給を確保するため水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定する。

2 〃 4 (略)

(水資源開発基本計画)

第四条 国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画(以下「基本計画」という。)を決定しなければならない。

2 〃 4 (略)

5 前四項の規定は、基本計画を変更しようとするときに準用する。

6 (略)

(国土審議会の調査審議等)

第六条 国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、水資源開発水系及び基本計画に関する重要事項について調査審議する。

2 国土審議会は、前項に規定する重要事項について、国土交通大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

3 関係行政機関の長は、第一項に規定する重要事項について、国土審議会の会議に出席して、意見を述べることができる。

○豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)

(抄)

(豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定)

第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前条に規定する地域について、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、国土審議会の議決を経て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従って、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。

3 (略)

(豪雪地帯対策基本計画の樹立)

第三条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策(以下「豪雪地帯対策」という。)の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画(以下「基本計画」という。)を決定しなければならない。

2・3 (略)

4 前三項の規定は、基本計画を変更しようとする場合について準用する。

(国土審議会の調査審議等)

第五条 国土審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- 一 豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定に関する事項
- 二 基本計画の作成及びその実施の推進に関する事項
- 三 豪雪地帯に適応する産業の振興に関する事項
- 四 豪雪地帯における住民の生活文化水準の向上に関する事項
- 五 雪害及びその対策に関する試験研究の促進に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯に関する重要事項

2 国土審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の諮問に答申し、かつ、必要に応じ、国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれら的大臣以外の関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

○特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）抄

（特殊土じよう地帯の指定）

第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、しばしば台風の来襲を受け、雨量がきわめて多く、かつ特殊土じよう（シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵しやすくを受けやすい性状の土じようをいう。以下同じ。）でおおわれ地形上年年災害が生じ、又は特殊土じようでおおわれているために農業生産力が著しく劣っている都道府県の区域の全部又は一部を特殊土じよう地帯として指定する。

2 （略）

（特殊土じよう地帯対策事業計画の設定）

第三条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、第一条の目的を達成するために必要な特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定める。

2 （略）

（国土審議会）

第五条 国土審議会（以下「審議会」という。）は、特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係のある行政機関の長又は地方公共団体に対し、意見を申し出ることができ  
る。

○離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号） （抄）

（指定）

第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、第一条の目的を達成するために必要と  
認める離島の地域の全部又は一部を、離島振興対策実施地域として指定する。

2 （略）

（離島振興基本方針）

第三条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、離島振興対策実施地域の振興を図るため、離島振興基本方針を定め  
るものとする。

2 離島振興基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 離島の振興の意義及び方向に関する事項

二 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及  
び通信施設の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項

三 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要  
な措置に関する基本的な事項

四 生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。）に関する基本的な事項

五 医療の確保等に関する基本的な事項

六 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

- 七 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
- 八 観光の開発に関する基本的な事項
- 九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
- 十 水害、風害その他の災害を防止するために必要な国土保全施設等の整備に関する基本的な事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関する基本的な事項
- 3 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、離島振興基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 (略)
- 5 前二項の規定は、離島振興基本方針の変更について準用する。

(国土審議会)

- 第二十一条 国土審議会は、離島振興に関する重要事項を調査審議する。
- 2 国土審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

○山村振興法（昭和四十年法律第六十四号） (抄)

(振興山村の指定)

第七条 主務大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の意見を聴いて、山村振興に関する計画を作成しこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当である山村を振興山村として指定することができる。

2 4 (略)

(国土審議会の調査審議等)

第二十二條 国土審議會は、主務大臣又は主務大臣以外の関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 国土審議會は、前項に規定する事項に関し国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれらの大臣以外の関係各大臣に意見を述べることが出来る。